

第5次宇都宮市行政改革大綱【概要版】

第1章 策定の趣旨

1 これまでの行政改革の取組と成果

- 平成7年度に策定した「（第1次）宇都宮市行政改革大綱」から，4次にわたる行政改革を継続的に推進
- 「第4次宇都宮市行政改革大綱」（平成22～26年度）では，「多様な主体によるまちづくり活動の活性化」や「民間のノウハウや創意工夫を活用した市民サービスの向上」を実現するとともに，4年間で約80億円の経費と約210人の職員を削減し，その成果を必要性やニーズの高い施策・事業へ優先的・重点的に配分することで「市民満足の向上」を継続的に推進

2 宇都宮市を取り巻く社会経済環境の変化

- 人口減少社会の到来，少子・高齢化の進行
- ライフスタイルの多様化や，家族，地域の変容
- 公共施設の老朽化
- 地方分権改革の進展
- 行政改革の取組の進展等

3 今後の行政改革の課題

- 「うつのみやの持続的な発展」に向け，引き続き，「市民重視の行政経営」を基本に，これまで取り組んできた「市民と共に進めるまちづくり」や「経営資源の選択と集中」をより一層発展・深化させていくことが必要
- 今後は，人口減少，少子・超高齢化などに伴う行政サービスの需要や財政環境の変化，市自らの内部変化等に的確に対応した行政経営に転換していくことが必要

4 新たな大綱策定の必要性

「うつのみやの持続的な発展」を支え，自治体経営を取り巻く様々な変化やリスクに，引き続き的確に対応できる「市民重視の行政経営」の確立に向けた行政改革をより一層推進していくため，「第5次宇都宮市行政改革大綱」を策定

第2章 大綱の基本的事項

1 位置付け

「第5次総合計画」に掲げる都市像の実現に向けた施策・事業を展開するための基本となる効果的・効率的な行政経営の推進に向けた行政改革の考え方・在り方を示すもの

2 推進期間

平成27年度から31年度までの5年間

3 改革の基本的な考え方、基本目標

【基本的な考え方】

- 「住民の福祉の増進」に向けた「市民重視の行政経営」を基本として、今後の人口減少社会に対応する「まちづくりの好循環」の創出を目指し、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を見据えながら、これまでの4次にわたる行政改革で継続的に取り組んできた「市民と共に進めるまちづくり」と「経営資源の選択と集中」をより一層推進
- 特に、本市の人材、資金、施設などの更なる有効活用に取り組むことに加え、民間も含めた「うつのみやの持つ社会資源全体」を視野に入れ、それらが相互に交流し連携し合うネットワークの「核」としての役割を市が担い、うつのみやの持続的な発展に向け、市民と行政が、情報を共有し、改革の「努力」も「成果」も分かち合いながら、取組を推進
- これらの取組により、時代に対応した行政サービスへの再構築と、それらを支える財政基盤、執行体制の構築を推進

【基本目標】



将来を見据えた最適な行政サービスの確立
～人や地域、活動をつなぐ「ネットワーク」で築く、よいよいサービス～

4 改革の「方向性」

基本目標の実現に向け、今後の行政改革の3つの「方向性」を設定

(1) よりよいサービス ～ 市民満足の更なる向上 ～

「効率的で信頼性の高い行政サービス」の提供に引き続き取り組むとともに、「既存事業の再構築」と「経営資源の再配分」に不断に取り組み、市民ニーズや社会経済環境の変化に対応した「よりよい行政サービス」を継続的に提供していくことで、「市民満足の向上」を図ることをより一層意識した取組を推進

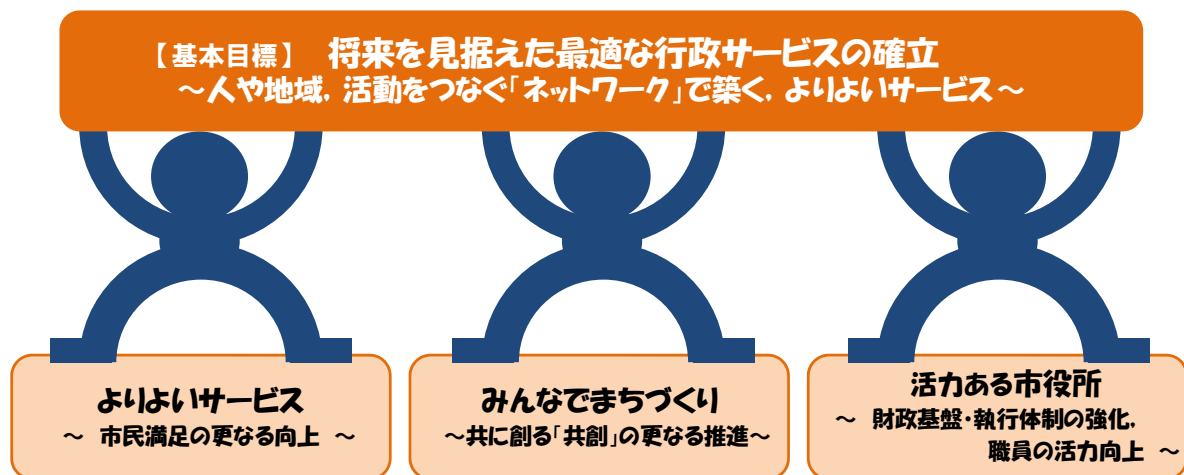
(2) みんなでまちづくり ～ 共に創る「共創」の更なる推進 ～

限られた経営資源で、高度化・多様化する公共的な課題に的確に対応し、引き続き市民サービスの維持・向上に取り組んでいくため、活躍の場を広げる市民、事業者等や、近隣自治体と「パートナー」として、目指すべき姿を共有し、それぞれの特性や能力を發揮することで、相互理解と互惠関係、適切な役割分担に基づく「みんなでまちづくり」を推進

(3) 活力ある市役所 ～ 財政基盤・執行体制の強化，職員の活力向上 ～

本市の人材，資金，施設などの資源配分の最適化や，職員の活力の維持・向上に継続的に取り組むことで，常に「市民重視」を基本としながら，様々な課題や変化に適切に対応し，将来のまちづくりを見据えた施策・事業を着実に展開することができる「活力ある市役所」の確立を推進

【「基本目標」の実現に向けた3つの「方向性」】



第3章 改革の「柱」と主な取組

大綱に基づく改革を着実に推進するため、大綱の考え方、方向性を具体化する4つの「柱」を定め、それらに位置付ける「主な取組」を始めとして、行政サービス全体の改革を推進

1 事務事業の継続的改善

「社会保障・税番号制度」などの新たな制度や、日々発達するICTなどを効果的に活用しながら、市民サービスの更なる向上に向け、事務事業やその実施手法の継続的改善を推進

【主な取組】

- 窓口サービスの向上
- 社会保障・税番号制度の活用
- 諸証明のコンビニ交付
- 全庁的な業務改善の推進
- 情報システムの最適化の推進
- 補助金等の整理・合理化 など

2 市民活力の最大化

「民間でできることは民間に」を基本として、市民や事業者などとの適切な役割分担の下、行政が担う分野の重点化に取り組むとともに、多様な主体の活動を促進するために必要な支援や仕組みづくりを推進

【主な取組】

- まちづくり活動主体の連携・協力の促進
- 地域主体のまちづくりの促進
- 市民活動団体（NPO法人）等の活性化
- 防犯灯のLED化の促進
- 行政サービスにおける公民連携の促進
- 指定管理者制度の推進 など

3 行政経営基盤の強化

資源配分の最適化等による財政基盤の強化に取り組むとともに、市民の納得性・信頼性を確保する効率的な執行体制の確立など、「市役所の「活力」の維持・向上」を推進

【主な取組】

- 市税等の収納対策の推進
- 新たな公会計制度の導入
- 税外収入の充実（低未利用地の売払い等）
- 使用料・手数料の適正化
- 総人件費（職員数・給与水準）の適正化
- 職員の人材育成と活力向上 など

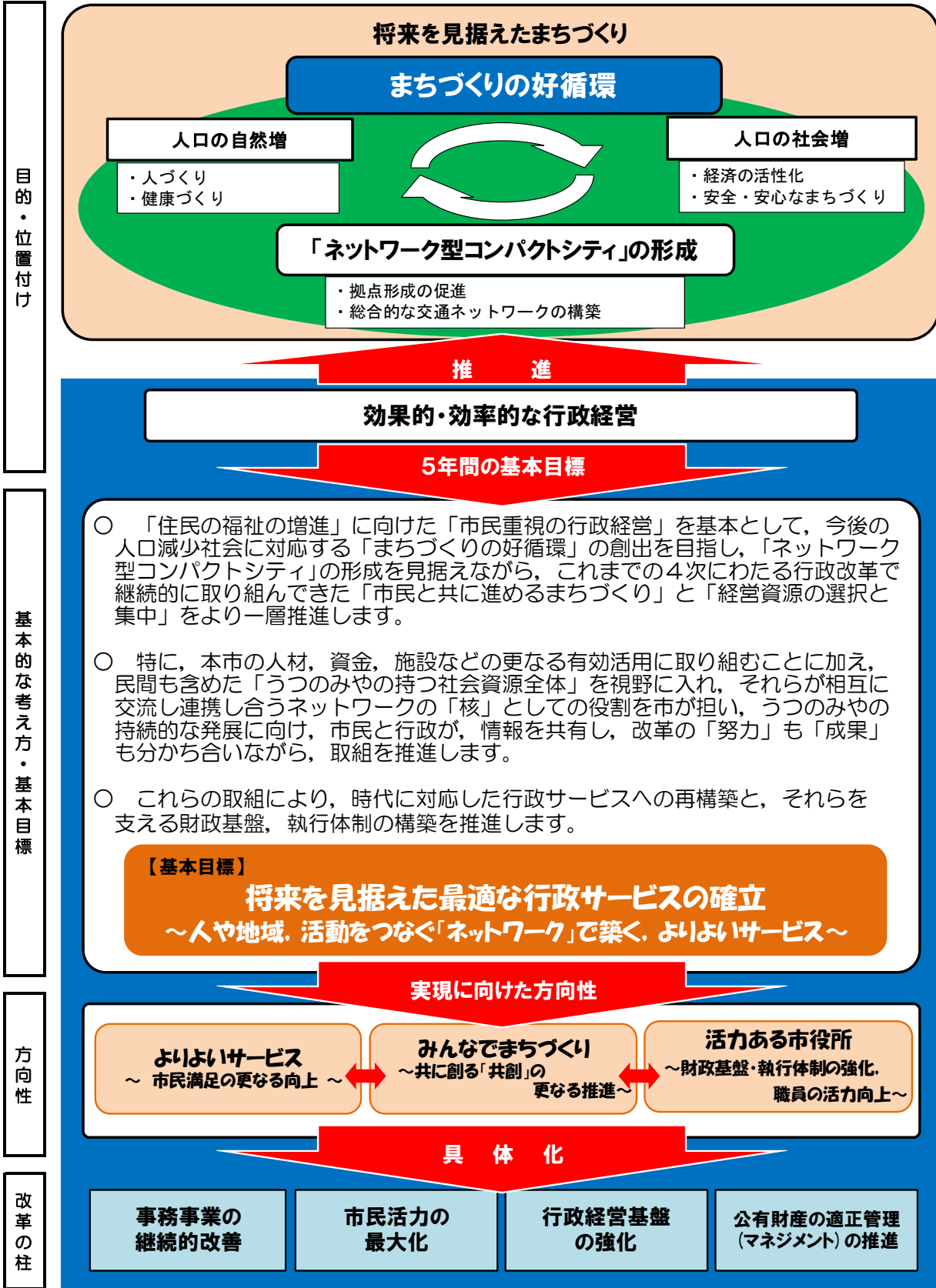
4 公有財産の適正管理（マネジメント）の推進

外部資源の更なる有効活用に積極的に取り組みながら、公共施設等の適正配置（複合・多機能化、統廃合等）、適正管理（長寿命化、維持管理の効率化等）を推進

【主な取組】

- 公共施設の適正配置等の推進（複合化、統廃合等）
- 有償借受地の適正化の推進
- 民間資金を活用した適応支援教室の整備
- し尿処理体制・施設の再構築
- 公共施設等の適正管理の推進（公共施設等の長寿命化、維持管理の効率化等） など

【大綱の全体像】



目的・位置付け

基本的な考え方・基本目標

方向性

改革の柱

第4章 大綱の着実な推進に向けて

1 「行革プラン」の策定

- ・ 大綱に基づく改革の着実な推進に向け、大綱の考え方、方向性を具体化する4つの改革の「柱」に基づき、具体的な取組とその実施時期等を定める「行革プラン」を策定し、全庁を挙げて推進
- ・ 大綱に基づく取組の充実・強化に向け、「行革プラン」の内容は、各取組の進捗や、社会経済環境の変化などを踏まえながら、新規取組の追加など、適宜、見直し

2 推進体制

- ・ 市長を委員長とする「行政経営検討委員会」が、「行革プラン」の取組状況を進行管理
- ・ 「行革プラン」の取組状況は、外部有識者や公募市民などで構成する「行政改革推進懇談会」に報告し、意見を聴取するとともに、広報紙等を通じて公表し、幅広く意見を聞きながら、取組を推進

【推進体制】

